

(趣旨)

第1条 この要領は、五所川原市が管理する立佞武多に広告を掲載することに関し、五所川原市広告掲載要綱（平成20年五所川原市告示第7号。以下「要綱」という。）及び五所川原市広告掲載基準（平成20年2月1日付け五管発第120号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載する立佞武多は、平成29年度製作の大型立佞武多「纏」とし、掲載位置や規格、掲載料等は別表のとおりとする。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載する広告物は、次の各号に適合するものではない。

- (1) 要綱第3条並びに基準に適合するもの
- (2) 立佞武多の景観との調和を損なうおそれのないもの
- (3) 「五所川原立佞武多」の運行上支障とならないもの

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、「五所川原立佞武多」期間中（平成29年8月4日から同年8月8日まで）とする。

(広告掲載者の募集)

第5条 広告掲載者の募集は、広告掲載位置、募集枠、募集期間、申込期限など必要事項を掲載し、五所川原市ホームページ等を通じ公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みは、五所川原市立佞武多広告掲載申込書（様式第1号）に広告の案及び画像データ等を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は前条の申込書を受理したときは、募集期間終了後、内容を審査し五所川原市立佞武多広告掲載決定（不決定）通知書（様式第2号）により、その可否を通知する。

2 申込件数が募集枠数を超えた場合は、次に掲げる事項に適合するものを優先して掲載するものとする。

- (1) 五所川原市内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- (2) 掲載する広告のテーマ等を勘案して、五所川原立佞武多に相応しいもの
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(掲載料の納入)

第8条 掲載料は、掲載決定後、市長の指定する期日までに一括で前納しなければならない。

(広告の作成等)

第9条 広告の作成は、広告掲載者の責任において作成し、その費用は全て広告掲載者が負担するものとする。立佞武多への掲載及び撤去についても、また同様とする。

2 広告掲載者が、広告の掲載又は撤去を行おうとするときは、五所川原立佞武多の運行等に支障が生じないよう市長と協議のうえ、日時、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

(広告掲載の取りやめ)

第10条 広告掲載者は、五所川原市立佞武多広告掲載取りやめ申出書(様式第3号)を提出し、立佞武多への広告掲載の取りやめを申し出ることができるものとする。

2 前項の規定により、広告掲載を取りやめたときには、すでに納付した広告掲載料は返納しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載期間中においても当該広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載者が広告掲載料を期日まで納入しなかったとき。

(2) その他広告掲載上支障があると認められたとき。

2 前項の規定による広告掲載の取り消し等により広告掲載者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(広告掲載者の責務)

第12条 広告掲載者は、広告及びその他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者は、広告掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(別表)

広告の規格等

広告掲載位置	規格	材質等
大型立佞武多台座左面	縦 75 c m × 横 280 c m 以内	アクリル板等
大型立佞武多台座右面	縦 75 c m × 横 280 c m 以内	アクリル板等
大型立佞武多台座後面	縦 75 c m × 横 280 c m 以内	アクリル板等

掲載料

広告掲載位置	「五所川原立佞武多」期間掲載料
大型立佞武多台座左面	1,000,000 円
大型立佞武多台座右面	1,000,000 円
大型立佞武多台座後面	500,000 円
合計 (全面)	2,500,000 円

第1号様式

平成 年 月 日

五所川原市立佞武多広告掲載申込書

五所川原市長 殿
(観光物産課扱い)

(申込者)
所在地
名称
代表者職・氏名 印

平成29年度五所川原市立佞武多広告掲載実施要領第6条に基づき、広告掲載について次のとおり申し込みます。

1 広告の内容

(1) 掲載希望場所

(2) 広告デザイン案

(3) その他

2 連絡先

五所川原市立佞武多広告掲載決定（不決定）通知書

（申込者）様

五所川原市長 印

平成29年度五所川原市立佞武多広告掲載実施要領第7条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載を承認します。 <input type="checkbox"/> 掲載は認められません。	
	掲載を認めない場合の理由	
2 掲 載 場 所		
3 掲 載 期 間		
4 広 告 掲 載 料	金 円（消費税及び地方消費税を含む） ※納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。	
5 広告原稿の 提出方法等	提出方法	
	提出期限	

担当：五所川原市経済部観光物産課
電話 0173-35-2111（内線 2561）

平成 年 月 日

五所川原市立佞武多広告掲載取りやめ申出書

五所川原市長 殿
(観光物産課扱い)

(申込者)
所在地
名称
代表者職・氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で、立佞武多への掲載決定の通知を受けた広告掲載につきましては、次の理由により取りやめしたく申し出します。

1 取りやめの理由

2 連絡先